様式第3号

覚　　　書

　太子町教育委員会と　　　　　　　　　　　　（以下「スポンサー」という。）とは、太子町雑誌スポンサー制度募集要項に基づき、下記のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌）

第1条　太子町立図書館（以下「図書館」という。）または交流館は、スポンサーから次の雑誌の提供を受けるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 雑誌名 | 雑誌提供期間 | 提供先 |
|  | 令和　　年　　月　　日から当該年度末まで | 図書館・交流館 |
|  | 令和　　年　　月　　日から当該年度末まで | 図書館・交流館 |
|  | 令和　　年　　月　　日から当該年度末まで | 図書館・交流館 |

（広告掲載の方法）

第2条　図書館または交流館は、スポンサーから提供を受けた雑誌の最新号にカバーをかけ、スポンサーの広報を当該雑誌のカバー裏面に表示するものとする。この場合において、広告の表示内容等については事前に協議するものとする。

（提供期間）

第3条　スポンサーが図書館または交流館に対して雑誌を提供する期間は、当該年度の3月末までとする。

２　期間満了の2月前までに、教育委員会またはスポンサーのいずれかより解約の意思表示がない場合は、自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

（スポンサーの責務）

第4条　スポンサーは、当該スポンサーが表示した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

２　スポンサーは、広告に内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関するすべての権利処理等が完了していることを太子町教育委員会に対し保証するものとする。

３　第三者から広告に関連した苦情の申し立てまたは損害賠償等の請求がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

４　スポンサーは、決定を受けた広告表示の権利を他人に譲渡し、または転貸してはならないものとする。

（支払方法）

第5条　提供される雑誌の支払いについては、スポンサーが直接雑誌納入業者に支払うものとする。なお、振込手数料等の支払いに必要な一切の経費は、スポンサーの負担とする。

（協議）

第6条　本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、太子町教育委員会及びスポンサーが協議し、解決を図るものとする。

　この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

　令和　　年　　月　　日

住所

揖保郡太子町鵤280番地1

名前

太子町教育委員会

住所（事業所所在地）

名前（事業者名）